

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「ロンドン条約 1996 年議定書 2009 年改正」
著者 / 所属	目黒晋太郎 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466 号
刊行日	2024-4-26
頁	55-56
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240426.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240426.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## ロンドン条約1996年議定書2009年改正

### 1. ロンドン条約とロンドン議定書

海洋環境の保護及び保全は、1960年代以前はそれほど注目を集めず、個別の海洋汚染問題への取組も船舶からの油の排出に限られていた。しかし、船舶による海の利用の質的・量的変化は海の浄化能力を超える汚染物質を海に排出することとなり、海事分野の諸問題についての政府間の協力を推進する国際海事機関（IMO）を中心に、これまで多くの海洋環境の汚染の問題に対応する国際条約が採択されてきた。

IMOで採択された海洋環境関連条約の中で、廃棄物の海洋への投入処分に関して規定した条約は、1972年12月にロンドンで採択され、1975年8月に発効した「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（以下「ロンドン条約」という。）である（2024年2月現在の締約国は87か国、日本は1980年10月に締結）。ロンドン条約は、水銀、カドミウム、放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙し、これらの海洋投棄のみを禁止していた。その後、世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、ロンドン条約による海洋汚染の防止措置を更に強化するため、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（以下「ロンドン議定書」という。）が採択され、2006年3月に発効した（2024年2月現在の締約国は54か国、日本は2007年10月に締結）。ロンドン議定書では、廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止した上で、例外的にしゅんせつ物（海底土砂）、魚類残さなど、海洋投棄を検討できる廃棄物等を列挙するとともに、これらの廃棄物等を海洋投棄できる場合であっても、厳格な条件の下でのみ許可することとした。なお、ロンドン議定書は、2006年、2009年、2013年、2022年と4度にわたり改正されている。このうち2006年の改正（二酸化炭素の海底下地層への処分（貯留）を可能とするもの）及び2022年の改正（海洋投棄を検討できる廃棄物等から下水汚泥を削除）は発効済みであるが、今般の2009年の改正（以下「本改正」という。内容は後述）及び2013年の改正（海洋地球工学行為規制に関する改正）は現在未発効である。

なお、日本はロンドン条約の定める内容を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」（以下「海防法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」によって国内実施してきている。また、ロンドン議定書の国内実施のため、海洋投入処分の許可制度等の導入及び廃棄物の洋上焼却の禁止を定めるために2004年に海防法が改正され、その後に二酸化炭素の海底下貯留に係る許可制度を導入するために2007年に海防法が再度改正された。

### 2. 国会提出の経緯

ロンドン議定書第6条は投棄等のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを禁止

している。しかし、二酸化炭素の海底下地層貯留の実用化が進み、海外における二酸化炭素回収・貯留（以下「CCS」という。）事業のために二酸化炭素を含んだガスを輸出するニーズが高まったことを受け、2009年のロンドン議定書締約国会議において、一定の条件下で二酸化炭素を含んだガスの輸出を可能とする同議定書の改正が採択された。

昨今、世界各地でCCSプロジェクトが進められている中、政府は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段として、CCSの導入が不可欠であるとの認識を示している。2023年3月に公表された「CCS長期ロードマップ検討会 最終とりまとめ」において、2050年時点で年間約1.2～2.4億tの二酸化炭素貯留を可能とすることを目安に2030年までの事業開始に向けた事業環境を整備し、2030年以降に本格的にCCS事業を展開することが具体的な目標として掲げられた。また、2023年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」においても、脱炭素化に向けてCCSを追求していくこととした。このため、貯留事業等の許可制度等を整備するための「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」（閣法第17号）が第213回国会（常会）に提出されている。

上述のとおり政府がCCS事業環境の整備に向けた取組を推進する中、2024年3月8日、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことを可能とする本改正（閣条第11号）が第213回国会（常会）に提出された。本改正はロンドン議定書の締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託した後60日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生ずるが、2024年2月現在の締約国は11か国であり、未発効である。しかし、2019年10月のロンドン議定書締約国会議において、締約国が受諾時又は受諾後に暫定的適用を宣言することによって、本改正を暫定的に適用させることが可能となる決議が採択されている（2024年2月現在の暫定的適用宣言国は8か国）。

### 3. 本改正の主な内容

ロンドン議定書第6条は投棄等のために廃棄物その他の物を他国に輸出することを許可してはならない旨規定している。本改正は、ロンドン議定書第6条を同条1とし、当該規定の例外として締約国が受入国との間で協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件に二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことを可能とする規定を同条2として新たに加える。当該協定又は当該取決めには2つの内容を含めることとし、1つは輸出国と受入国との間の許可を与える責任の確認及び配分であり、もう1つは非締約国に輸出する場合のロンドン議定書上の義務に反しないことを確保するための同議定書と同等の規定である。特に後者によって、ロンドン議定書の非締約国も実質的に同議定書の規範に服することとなる。

なお、本改正の実施のために、本改正を担保するための新規立法や国内法の改正は必要とされていないが、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の政令である輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）の改正が予定されている。

めぐろ しんたろう  
（目黒 晋太郎・外交防衛委員会調査室）